



2026年2月24日

各 位

会 社 名 東洋シャッター株式会社
代表者名 代表取締役社長 岡田 敏夫
(コード番号 5936 東証スタンダード)
問合せ先 取締役常務執行役員経営企画統括部長
野中 真也
(TEL 06-4705-2125)

建設業法に基づく営業停止処分について

当社は、2026年2月24日付けで、一部の営業エリアにおきまして、一般建設業許可を受けていない下請業者に対して5百万円以上の発注を行っていた法令違反により、国土交通省近畿地方整備局から建設業法第28条第3項の規定に基づき、下記のとおり営業停止処分を受けましたのでお知らせいたします。

本件に関し、お取引先、株主を始めとしたステークホルダーの皆さまにご迷惑とご心配をおかけすることとなり、深くお詫び申し上げます。

当社は、今回の行政処分を厳粛かつ重く受け止め、経営責任の明確化を図るため代表取締役等の報酬返上(20%・3か月など)を行うとともに、その他の担当役員や一部管理職につきましても社内規程に基づき厳正に社内処分を実施する予定です。

また今後に向けて、再発防止策を徹底するとともに、社会的責任を果たすべき企業として、全てのステークホルダーの皆さまの信頼を取り戻すべく、より一層のコンプライアンス体制の強化を図ってまいります。

記

1. 営業停止期間

2026年3月11日から2026年3月20日までの10日間

2. 停止を命じられた営業の範囲

下記都道府県における建具工事(民間工事及び公共工事)の請負に係るもの。

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県(以上27都道府県)

3. 業績に与える影響

現時点において本件が当社の決算及び財務状況に与える影響は軽微なものと判断しております。

以上